

毎週火、金曜日発行（但休日相当日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 農業協同組合併奨励金交付規則
- ◇告示 水産業改良普及員の駐在市町村及び担当区域  
鳥取県水産製品検査員証の交付
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集

## 規則

農業協同組合併奨励金交付規則をここに公布する。

昭和三十五年七月一日

鳥取県知事 石 破 二、朗

### 鳥取県規則第三十三号

農業協同組合併奨励金交付規則

(総則)

第一条 県は、農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三

十二号)第十条第一項第三号以下の事業のいずれか一の事業を行なう農業協同組合であつて第二号に規定する事業を兼営する農業協同組合の規模の適正化を図るため、昭和四十二年三月三十一日までに当該農業協同組合相互の合併が行なわれた場合において、当該合併によつて新たに成立した農業協同組合又は当該合併後存続する農業協同組合(以下「組合」という。)に、市町村が補助する経費について、当該市町村に対し、予算の範囲内において奨励金を交付するものとし、その交付に關しては、鳥取県補助金等交付規則(昭和三十二年四月鳥取県規則第二十二号。以下「補助金等交付規則」という。)及びこの規則の定めるところによる。

(組合の規模)

第二条 前条に規定する農業協同組合の合併は、組合の規模が当該合併によつて新市町村(新市町村建設促進法(昭和三十一年法律第百六十四号)第二条第一項に規定する新市町村をいう。)の区域を地区とするものとし、新市町村の区域を地区とすることが著しく困難で

ある場合においては、おおむね新農山漁村建設総合対策要綱（昭和三十一年四月六日閣議決定）に基づき、農林漁業地域を地区とするものに限るものとする。

（奨励金の交付）

第三条 第一条の規定による奨励金は、次の各号に掲げる経費の全部又は一部について交付するものとする。

- 一 市町村が、組合に対し、当該組合の合併に関する調査研究をするために要した経費を補助する場合における当該補助に要する経費
- 二 市町村が組合に対し、当該組合の合併に際して、合併関係農業協同組合の組合員の持分を調整するため、農業協同組合が当該組合員に貸し付けた資金の利息を組合が減免したときにおいて、その減免した利息の額の全部又は一部に相当する金額を補助する場合における当該補助に要する経費

2 前項第二号の規定による持分の調整については、合併関係農業協同組合が、当該組合員の一人当り平均持分（以下「平均持分」という。）を他の合併関係農業

協同組合組合員の平均持分の額に達するまでその持分を増加する場合において、合併関係農業協同組合の協議によりその調整の基準として決定した額（以下「調整基準額」という。）を基準として奨励金を交付するものとし、一万円をこえる額を調整基準額とするものにあつては一万円を、平均持分の最高額をこえ、かつ、一万円以下の額を平均持分の調整基準額とするものにあつてはその最高額を調整基準額とみなす。

（奨励金の額）

第四条 奨励金の額は、次に掲げる基準により算定するものとする。

- 一 前条第一項第一号に規定する経費にかかる奨励金にあつては、一組合について十万円以内とする。
- 二 前条第一項第二号に規定する経費にかかる奨励金にあつては、組合が合併登記の日から起算して三年以内にかつ、当該年度内に減免した場合におけるその減免した利息にかかる元本債権の残高に相当する額に年二分五厘の率を乗じて得た額又は市町村が組

合に補助する額の二分の一の額のいずれか低い額とする。

（奨励金の交付の申請）

第五条 市町村が補助金等交付規則第五条の規定に基づき奨励金の交付申請をする場合における当該申請書に添付する事業計画書は、様式第一号によつて作成しなければならぬ。

（実績報告書）

第六条 補助金等交付規則第十八条の規定による実績報告書は、様式第二号によつて作成するものとし、当該奨励金の交付の決定のあつた日の属する会計年度の翌

様式第一号

事業計画書

一 補助事業の目的

二 補助事業の内容及び補助事業に要する経費

1 合併奨励金に関する事項

市町村公

年の五月三十一日までに提出しなければならない。

（奨励金の交付の請求）

第七条 補助金等交付規則第二十一条第四号の規定による受入額調書は、様式第三号によつて作成しなければならない。

（提出書類の部数）

第八条 第五条及び第六条の規定に基づく書類は、それぞれ二部ずつ提出するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十五年度分の奨励金から適用する。

- (ア) 合併対象農業協同組合名
- (イ) 合併によって成立した組合名
- (ウ) 合併認可指今年月日
- (エ) 昭和 年 月 日付 第 号
- (オ) 登記完了年月日
- (カ) 合併の調査、研究費と負担計画

区 分	所要経費	負 担 区 分			備 考
		県 奨 助 金	市町村補助金	組合負担額	

2 持分調整利于補給金に関する事項

(イ) 持分調整の額

項 目	○ ○ 組 合	× × 組 合	合 計
(1) 組 合 員 総 数			
(2) 出 資 出 資 額			
(3) 払 込 済 出 資 額			

(4) 準備金、積立金	
(5) 合併時剰余金、評価益	
(6) 持分対象計 (3)+(4)+(5)	
(7) 繰越欠損金	
(8) 合併時損失金、評価損	
(9) 持分控除額計 (7)+(8)	
(10) 持分純計 (6)-(9)	
(11) 組合員1人当り平均持分 $\frac{(10)}{(1)}$	
(12) A 持分調整の基準額	
B 奨助金の対象となる調整基準額	
(13) 1人当り持分不足額 (12のB) - (11)	
(14) 持分調整額 (13)×(1)	
(15) 14のうち貸付金による持分調整額	

備考 1 (12)Aの持分調整の基準額は、実際の調整基準額を記入し、(12)Bの奨助金の対象となる調整基準額は農業協同組合合併奨助金交付規則第三条第二項に規定する調整基準額を記入すること。

2 持分調整のあった前月末及び持分調整後の貸借対照表を添付すること。

(b) 利子補給計画

合併登記日 (年月日)	利子補給の期間 (自年月日 至年月日)	利子補給対象元本債権		当年度貸付期間 (年月日 から 年月日 まで)	貸付数	積数	市町村利子補給利率 要素平均高 (C)
		登記日 現在額	当年度基準額 乗率 (A) 金 (B)				

約定利息 年利金額	利子補給					
	組合の利息減免 金額 (D)	D/C	(C) のうち市町村 金額 (E)	E/C	(D) のうち県費 金額 (F)	F/C

備考 (A) 対象元本債権の登記日現在額は2の(1)の(5)の貸付金による増資額の合計額を記載すること。

(B) 当年度基準額の乗率 (A) は  $\frac{36-N}{36}$  によって算出した分数を記載すること。

N は組合の合併登記日から奨励金の交付を申請する日の属する会計年度の前会計年度の末日までの期間を暦に従って計算した月数 (1月に満たない数は切り捨てる。) とする。

(c) 当年度基準額の金額 (B) は登記日現在額に乗率 (A) を乗じた額を記載すること。

収入の部 収 支 予 算 書

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	備 考
県費奨励金 市町村の一般財源負担額				
計				

支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	備 考
合併奨励金 持分調整利子補給金				
計				

昭和 年 月 日

郡市 町村 長

鳥取県知事 殿

昭和 年度農業協同組合合併奨励金実績報告書

昭和 年 月 日付〇〇第 号に基づき下記のとおり農業協同組合の合併に関する事業を実施したので、鳥取県補助金等交付規則第18条の規定により報告します。

記

事業 業績 書

1 補助事業の目的

2 補助事業の内容及び補助事業に要した経費

(1) 合併奨励金に関する事項

(イ) 合併登記完了年月日

(ロ) 合併の調査、研究費と負担実績

00831

00832

(2) 持分調整利子補給に関する事項

(イ) 持分調整の額

区 分	計 画 (A)	実 績 (B)	担 区 分		備 考
			県費補助金	市町村費 組合負担額	
持 分 調 整 額					
同上中貸付金による調整額					

(注) 当該年度の持分調整のあった前月末及び持分調整後の貸借対照表を添付すること。

(イ) 利子補給実績

合併登記 (年月日)	利子補給終期、 (年月日)	市町村費利子補給対象元本償還			当年度貸付期間 (年月日)	貸付日数	積 数
		登記日 現在額	当年度基準額 乗率(A)	金額(B)			

市町村利子 補給対象元 本償還平均 高(C)	約定利息		利 子 補 給 格					
	年 利	金 額	組合の利息減免 額(D)	D/C	(D)のうち市町村 額(E)	E/C	(E)のうち県費 額(F)	F/C

備考 対象元本償還の登記日現在額及び当年度基準額の乗率、当年度基準額の金額は様式1号の2の(ロ)の備考のとおりとする。

収入の部 収 支 精 算 書

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減	備 考
県 費 奨 助 金 市町村の一般財源負担額 計				

支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減	備 考
合 併 奨 助 金 持分調整利子補給金 計				

様式第3号

奨励金の受入額調書

区	分	金	額	備	考
事業補助金	交付の奨励金	決定入	額		
	補助金	の	額		
	奨励	の	額		
	交付	の	額		
	決定	入	額		
	額				

鳥取県告示第三百三十一号

鳥取県水産業改良普及員の駐在する市町村及び担当区域を次のように定め、昭和三十五年七月一日から施行する。

昭和三十五年七月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

駐在する市町村

岩美郡岩美町

気高郡気高町

担当する区域

岩美郡 岩美町 福部村

鳥取市

気高郡

東伯郡 泊村

気高町 青谷町

鳥取県告示第三百三十二号

鳥取県水産製品検査条例（昭和三十五年鳥取県条例第二十二号）第八条第二項の規定による鳥取県水産製品検査員証を次のように交付した。

昭和三十五年七月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県水産製品  
検査員証番号

氏 名

職 名

勤務所

交付年月日

第一号	山本 勲	鳥取県技術吏員	農林部水産課	昭和三十五年六月二十八日
第二号	山崎 廉三	"	"	"
第三号	佐竹 嘉泰	"	"	"
第四号	小庭 義信	"	"	"
第五号	円山 勝二	"	"	"
第六号	俵 正夫	"	"	"
第七号	植田 健二	"	"	"
第八号	佐野 茂	"	水産試験場	"

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十二号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十五年七月一日

鳥取県教育委員会委員長 石谷貞彦

一日 時 昭和三十五年七月六日 午前十一時

二 場所 鳥取県教育委員会 会議室

三 議題

1 公立学校整備計画について

2 その他

昭和四年四月十五日第三種郵便物 発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目  
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町  
〔定価 一部月極二二〇円（送料共）〕